

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案参考条文

目次

地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）（抄）	一
特別会計に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十三号）（抄）	二
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）（大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年六月十九日法律第四十一号）による改正前）（抄）	三
地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年四月三十日法律第二十五号）（抄）	四

一 地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

- 第六条** 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。
- 2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

二 特別会計に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れの特例）

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の二十二・三に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

三 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）（大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十一年六月十九日法律第四十一号）による改正前）（抄）

（定義等）

第二条 略

2 ↴ 13 略

14 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

四 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年四月三十日法律第二十五号）（抄）

（納付等）

第十二条 地方法人特別税の納稅義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、その納付額を第十条又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつたものとする。

3 都道府県は、地方法人特別税の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

（還付等）

第十三条 都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

一～三 略

2 都道府県は、地方法人特別税に係る過誤納金があるときは、当該都道府県の法人の事業税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

3 前二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。以下この項、次条及び第十六条において「還付金等」という。）の還付は、法人の事業税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(還付金等の国への払込額からの控除等)

第十四条 都道府県は、前条の規定により地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、当該還付金等に相当する額を、第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる地方法人特別税として納付された額（以下この条において「払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額が当該総額を超える場合にあつては、当該超える額に相当する額を払込予定額であつて当該月の翌月以後の各月に納付されたものの総額から順次控除するものとする。

2 前項の規定の適用を受けた還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた日の属する月における払込予定額の総額に加算するものとする。

(法人税法の適用の特例等)

第二十二条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄 法人税法（昭和四十年法律 第三十四号）	第二欄 第六十二条の五第五項	第三欄 事業税	第四欄 事業税及び地方法人特別税等に 関する暫定措置法（平成二十年 法律第二十五号）の規定による 地方法人特別税
国税収納金整理資金に関する 法律（昭和二十九年法律 第三十六号）	第二条第一項 （収入金を含む。）	（収入金を含む。）	（収入金を含み、地方法人特別税 等に関する暫定措置法（平成二十 年法律第二十五号）に規定する 地方法人特別税を除く。）
第八条第一項 （収入を含む。）			（収入を含み、地方法人特別税等 を除く。）

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	第二条第一項第三号	第四条第四号	国税	地方税	に関する暫定措置法に規定する 地方法人特別税を除く。)
第五条第一項第一号イ	第五条第一項第六号	及び特別とん税	、特別とん税及び地方法人特別 税	国税（地方法人特別税を除く。 以下この条、第二十四条、第三 十六条、第四十一条の三及び第 四十六条において同じ。）	地方法人特別税を含む 。以下同じ。）
第三十三条第五項	第七十二条の三十五	事業税	事業税（地方法人特別税を含む 。）	国税（地方法人特別税を除く。 以下この条、第二十四条、第三 十六条、第四十一条の三及び第 四十六条において同じ。）	地方法人特別税を除く。)

（事務の区分）

第二十三条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(各都道府県に対する譲与額)

第三十三条 每年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額（次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財源超過額調整団体 当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であつて、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額（次号において「調整財源超過額」という。）が、第二条第一項の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過団体調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額（次号において「事業税等減収見込額」という。）を下回ることとなる都道府県をいう。

二 個別財源超過団体調整額 財源超過額調整団体における事業税等減収見込額から調整財源超過額を控除した額（当該控除した額が事業税等減収見込額の二分の一に相当する額を超える場合にあっては、当該事業税等減収見込額の二分の一に相当する額）をいう。

三 財源超過額調整団体 財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

- 2 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過額調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口でん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数でん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過額調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。

- 3 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

- 4 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。